

坂戸市工事検査規則

昭和58年5月31日規則第22号

最終改正 令和7年11月14日規則第38号

(趣旨)

第1条 坂戸市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 工事の検査は、出来高検査、中間検査及び完成検査とする。

2 出来高検査とは、部分払、請負契約の解除、天災その他の不可抗力により工事の目的物に損害が生じた場合における当該損害の費用負担等をしようとするときに、工事の既済部分（工事現場にある検収済の工事用材料等を含む。）を確認する検査をいう。

3 中間検査とは、工事の途中に行う検査で、契約の履行を確認する検査をいう。

4 完成検査とは、工事の完成を確認する検査をいう。

(検査の区分)

第3条 工事の検査は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 1件の請負代金額が200万円を超える工事 工事の検査を所管する課の長（以下「工事検査主管課長」という。）

(2) 1件の請負代金額が200万円以下の工事 工事を所管する課等（坂戸市組織規則（平成10年坂戸市規則第1号）第9条第1項に規定する課等をいう。）の課長等（同項に規定する課長等をいう。）（以下「工事担当課長」という。）

(検査員)

第4条 検査員は、市職員のうちから市長が任命する。

2 検査員は、第6条第2項の規定による指名を受けて工事の検査を行うものとする。

(契約締結の通知等)

第5条 契約を所管する課の長は、第3条第1号に掲げる工事の請負契約を締結したときは、速やかに当該契約の内容を工事検査主管課長に通知する

ものとする。

- 2 工事担当課長は、第3条第1号に掲げる工事についての工事概要書（当初・変更）（様式第1号）に設計図書の写しを添付して、工事検査主管課長に送付するものとする。工事の契約の内容に変更があったときも、同様とする。

（検査の手続）

第6条 工事担当課長は、第3条第1号に掲げる工事の検査を受けようとするときは、工事検査申出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 工事検査主管課長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、その指名する検査員に当該申出書に係る工事の検査を行わせることができる。

（検査の立会い）

第7条 工事の検査には、監督員及び受注者は立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない事情により立ち会うことが困難なときは、代理によることができる。

（検査の方法）

第8条 工事の検査は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づいて厳正に行わなければならない。

- 2 水中、地中等で外部から検査を行い難い部分は、工事写真、監督員の記録その他の関係資料により考査認定することができる。
- 3 第6条第2項の規定により指名された検査員（以下「担当検査員」という。）は、工事の検査で、必要があると認めるときは、一部を取り壊して検査をすることができる。
- 4 工事の検査のため理化学試験を行う必要があるときは、受注者に試験研究機関の試験を受けさせなければならない。
- 5 検査に当たって理化学試験、試運転その他の処置を必要とするときは、その結果を待って合否の判定をしなければならない。

（書類の提出等）

第9条 担当検査員は、工事の検査について必要と認めるときは、工事担当課長に対し、関係書類の提出又は意見を求めることができる。

（検査の記録等）

第10条 担当検査員は、工事の検査をしたときは、出来高・中間・完成検

査記録（様式第3号）に記録するとともに、出来高・中間・完成検査結果報告書（様式第4号）により、工事の検査に係る所見、指摘事項等を工事検査主管課長に報告するものとする。

- 2 工事検査主管課長は、工事の検査をしたときは、出来高・中間・完成検査結果兼修補完了報告書（様式第5号。次条及び第12条において「検査結果兼修補完了報告書」という。）により、工事の検査の結果を工事担当課長に報告するものとする。

（工事の修補）

第11条 工事検査主管課長は、工事の検査の結果、工事の履行を確認できないと認めるときは、検査結果兼修補完了報告書により、期日を指定して当該工事の修補（大規模な修補又はそれ以外の修補（次条において「手直し修補」という。）をいう。以下同じ。）を工事担当課長に指示するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の規定による工事の修補の指示があったときは、直ちに受注者に工事の修補を請求するものとする。

- 3 工事検査主管課長は、担当検査員に第1項の規定による工事の修補の指示を行わせることができる。この場合において、同項中「工事検査主管課長」とあるのは、「担当検査員」とする。

（工事の再検査）

第12条 工事担当課長は、工事の修補が完了したときは、検査結果兼修補完了報告書を工事検査主管課長に提出するとともに、当該工事の再検査を受けなければならない。この場合において、手直し修補については、工事担当課長による工事の手直し修補の完了の確認を再検査とみなす。

（準用）

第13条 第7条から前条までの規定は、工事の再検査について準用する。

（工事の改善手直し）

第14条 第11条に規定するもののほか、工事検査主管課長は、工事の検査の結果、工事の検査の合否にかかわらず、工事の質の向上等に資すると認められる軽易な手直し（以下この条において「改善手直し」という。）が必要であると認めるときは、工事担当課長に、口頭により当該工事の改善手直しを指示することができる。

- 2 工事担当課長は、前項の規定による工事の改善手直しの指示があった場合において、工事の改善手直しが必要であると認めるときは、受注者に工

事の改善手直しを請求するものとする。

- 3 工事検査主管課長は、担当検査員に第1項の規定による工事の改善手直しの指示を行わせることができる。この場合において、同項中「工事検査主管課長」とあるのは、「担当検査員」とする。

(検査結果の報告)

第15条 工事検査主管課長は、工事の検査が完了したときは、出来高検査にあつては出来高検査報告書(様式第6号)により、中間検査にあつては中間検査報告書(様式第7号)により、完成検査にあつては完成検査報告書(様式第8号)により、市長に報告するとともに、それらの写しを工事担当課長に送付するものとする。

- 2 第3条の規定により工事の検査を行う工事担当課長は、工事の検査が完了したときは、出来高検査にあつては出来高検査報告書(工事担当課長検査用)(様式第9号)により、中間検査にあつては中間検査報告書(工事担当課長検査用)(様式第10号)により、完成検査にあつては完成検査報告書(工事担当課長検査用)(様式第11号)により、市長に報告するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第8号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第16号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第21号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第40号）

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第38号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

工事概要書（当初・変更）

年 月 日

工事検査主管課長 様

工事担当課 _____

工事担当課長 _____

工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
工 期	当初 年 月 日から 年 月 日まで	変更	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	当初 円	変更	円
総括監督員		変更契約日	年 月 日
担当監督員			
現場代理人		専門技術者	
(専任の) 主任技術者		(専任の) 監理技術者	
部 分 払	有（時期 年 月 日頃）・ 無		
添 付 書 類			
工事監理者			
特 記 事 項			

備考 主任技術者又は監理技術者の専任が必要でない工事は、（専任の）を二重線で削除する。

様式第2号（第6条関係）

工事検査申出書

年 月 日

坂戸市長 様

工事担当課 _____

工事担当課長 _____

下記工事の出来高・中間・完成検査をお願いします。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者		請負代金額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	完 成 日	年 月 日
備 考			

検査員の指名

上記工事の出来高・中間・完成検査の検査員を指名する。

年 月 日

工事検査主管課長

検査員

出来高・中間・完成検査記録	
工 事 名	
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
検査員及び 検査立会者	工事検査主管課
	工 事 担 当 課
	受 注 者
検査員所見	1 指摘事項は、無し。 2 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 修補の完了の確認は工事担当課長が行うこと。 3 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 再検査を受けること。
指摘事項	

検査員

様式第4号（第10条関係）

（工事検査主管課用）

出来高・中間・完成検査結果報告書	
工 事 名	
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
検査員及び 検査立会者	工事検査主管課
	工 事 担 当 課
	受 注 者
検査員所見	1 指摘事項は、無し。 2 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 修補の完了の確認は工事担当課長が行うこと。 3 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 再検査を受けること。
指摘事項	
工事検査主管課長 様	
検査員	

出来高・中間・完成検査結果兼修補完了報告書	
工 事 名	
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
検 査 員 及 び 検 査 立 会 者	工事検査主管課
	工 事 担 当 課
	受 注 者
検 査 結 果	1 指摘事項は、無し。 2 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 修補の完了の確認は工事担当課長が行うこと。 3 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 再検査を受けること。
指 摘 事 項	<p style="text-align: center;">工事担当課長 様</p> <p style="text-align: center;">工事検査主管課長・検査員</p>

上記指摘事項については、 年 月 日に修補を完了したので報告します。

年 月 日

工事検査主管課長 あて

工事担当課長



様式第6号（第15条関係）

出来高検査報告書			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請負代金額			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
出来高確認 年 月 日	年 月 日	出来高金額	出来高率
工事担当課 課長氏名 監督員氏名			
検査員氏名			
<p>上記工事の出来高検査をした結果、関係図書のとおり出来高を確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事検査主管課長 ㊟</p>			
工事検査主管課長意見			

注 出来高とは、工事の既済部分をいう。

様式第7号（第15条関係）

中間検査報告書		
工 事 名		
工 事 場 所		
受 注 者		
請負代金額		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
検 査 内 容	完成年月日	年 月 日
工事担当課 課長氏名 監督員氏名		
検査員氏名		
<p>上記工事の中間検査をした結果、関係図書のとおり契約が履行されたことを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事検査主管課長 ㊟</p>		
工事検査主管課長意見		

様式第8号 (第15条関係)

完成検査報告書	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請負代金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成通知書 受 付 日	年 月 日
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
完成年月日	年 月 日
工事担当課 課 長 氏 名 監 督 員 氏 名	
検査員氏名	
<p>上記工事の完成検査をした結果、関係図書のとおり工事が完成したことを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事検査主管課長 (印)</p>	
工事検査主管課長意見	
工事成績	

様式第9号（第15条関係）

出来高検査報告書（工事担当課長検査用）			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請負代金額			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
出来高確認 年 月 日	年 月 日	出来高金額	出来高率
工事担当課 課長氏名 監督員氏名			
<p>上記工事の出来高検査をした結果、関係図書のとおり出来高を確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事担当課長 ⑩</p>			
工事担当課長意見			

注 出来高とは、工事の既済部分をいう。

様式第10号 (第15条関係)

中間検査報告書 (工事担当課長検査用)			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請負代金額			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
検 査 日 時	年 月 日	時 分～	時 分
検 査 内 容		完成年月日	年 月 日
工事担当課 課長氏名 監督員氏名			
<p>上記工事の中間検査をした結果、関係図書のとおり契約が履行されたことを確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事担当課長 ㊟</p>			
工事担当課長意見			

様式第11号 (第15条関係)

完成検査報告書 (工事担当課長検査用)	
工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請負代金額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
完成通知書 受 付 日	年 月 日
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
完成年月日	年 月 日
工事担当課 課 長 氏 名 監 督 員 氏 名	
<p>上記工事の完成検査をした結果、関係図書のとおり工事が完成したことを確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">工事担当課長 ㊟</p>	
工事担当課長意見	